

議案第 6 3 号

専決処分について

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次の事件について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 3 年 9 月 2 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市手数料条例の一部を改正する条例制定について

## 専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年8月6日

甲府市長 樋 口 雄 一

### 1 専決処分する事項

甲府市手数料条例の一部を改正する条例制定について

### 2 専決処分する理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）が令和3年5月19日に公布されたことに伴い、甲府市手数料条例を直ちに改正する必要性が生じたが、市議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。

甲府市手数料条例の一部を改正する条例

甲府市手数料条例（平成12年3月条例第9号）の一部を次のように改正する。  
別表第17号を次のように改める。

(17) 削除	
---------	--

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。